

滝川市社会福祉法人指導監査実施要綱

(趣旨)

第1 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して実施する指導監査（以下「監査」という。）については、法、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）その他特別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(監査の対象)

第2 監査の対象は、主たる事務所が本市の区域内にある法人（法第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会である法人を除く。以下同じ。）であって、その行う事業が本市の区域を超えないものとする。

(監査の実施等)

第3 監査は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）に基づき実施する。

- 1 監査は、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定し実施するものとする。
- 2 監査の実施に当たっては、対象となる法人に対し、監査の根拠規程、監査の日時及び場所、監査担当者及び準備すべき書類等について文書により通知する。この場合において、一般監査の実施通知は、原則として3週間前までに行うものとする。

3 監査の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 監査は、毎年度保健福祉部長が策定する滝川市社会福祉法人指導監査実施方針に基づき実施するものとする。
- (2) 監査に当たっては、法人から提出される現況報告書及び前回の監査において提出された別に定める社会福祉法人運営調書（法人運営管理・会計基準）（以下「調書」という。）の内容を審査し、個別重点項目を定めて実施するものとする。この場合において、前回実施した監査の指摘事項及び行政評価並びに財政的援助団体に対する監査等の指摘事項についても個別重点項目とするものとする。
- (3) 監査の通知時には、市が厚生労働省からの通知等に基づきその様式を定めた書類を併せて送付し、より適切な法人運営等を図る観点から自主点検等を実施させ、原則として監査実施日の7日前までに提出させるものとする。
- (4) 監査は、法人役職員等からの聴取及び関係書類等で確認し、調書に基づく各項目について実施するものとする。
- (5) 監査は、原則として2名以上で実施するものとする。
- (6) 北海道又は空知総合振興局と連携して監査を実施する必要があると認められる場合には、事前に協議の上実施するものとする。
- (7) 監査において指導監督の所管が庁内の複数の部署にまたがる場合は、関係部署と常時、密接な連携を図り実施するものとする。
- (8) 監査の具体的な実施方法については、別に定める。

4 監査後の措置は、次のとおりとする。

- (1) 監査結果については、改善を要すると認められた事項についての講評及び指導を行うものとし、後日、文書指摘又は口頭指摘を明示し、文書によって指導内容を通知するものとする。
- (2) 文書指摘事項は、文書による通知後2か月以内に当該指導事項に対する改善方法について

文書により報告を求めるものとする。

- (3) 文書指摘とした事項に対する改善方法の報告について、必要があると認められる場合は、改善状況を確認するための指導を実施するものとする。
- (4) 文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず改善されないときは、その事情を十分検討し、必要な場合は、法又は関係法令等に基づき改善を命じるなど厳正に対処するものとする。この場合において、改善命令など不利益処分を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、弁明の機会の付与等の必要性について留意するものとする。
- (5) 改善命令等行政処分を行った場合は、当該不祥事の当事者、法人の責任者等の社会的責任を明確にするため関係者の氏名及び事案の概要を公表するものとする。
- (6) 行政処分を行った場合は、これまでの指導経過を含めて北海道及び空知総合振興局に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。